

ミネラルウォーター類の水質検査のご案内

KURITA
ANALYSIS
SERVICE
Co.Ltd.

[ミネラルウォーター類の検査項目および基準値一覧]

	項目	基準値	殺菌・除菌有	殺菌・除菌無※1	
				98kPa 未満	98kPa 以上
一般規格	混濁	認めない	○	○	○
	沈殿物又は固形の異物	認めない	○	○	○
	スズ※2	150.0ppm 以下	△	△	△
	大腸菌群	陰性/11.1mL	○	○	○
成分規格	亜鉛	5mg/L 以下	○	○	○
	カドミウム	0.003mg/L 以下	○	○	○
	水銀	0.0005mg/L 以下	○	○	○
	セレン	0.01mg/L 以下	○	○	○
	銅	1mg/L 以下	○	○	○
	鉛	0.05mg/L 以下	○	○	○
	バリウム	1mg/L 以下	○	○	○
	ヒ素	0.05mg/L 以下	○	○	○
	マンガン	2mg/L 以下	○	○	○
	六価クロム	0.05mg/L 以下	○	○	○
	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	○		
	塩素酸	0.6mg/L 以下	○		
	クロロホルム	0.06mg/L 以下	○		
	残留塩素	3mg/L 以下	○		
	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L 以下	○	○	○
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	○		
	1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下	○		
	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	○		
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	○		
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	○		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (シス体とトランス体の和として)	○		
	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	○		
	臭素酸	0.01mg/L 以下	○		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	○	○	○
	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○		
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	○		
	トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下	○		
	トルエン	0.4mg/L 以下	○		
	フッ素	2mg/L 以下	○	○	○
	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○		
	ブromホルム	0.09mg/L 以下	○		
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	○		
	ホウ素	30mg/L 以下 (ホウ酸として)	○	○	○
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○			
有機物等(全有機炭素)	3mg/L 以下	○			
味	異常でないこと	○			
臭気	異常でないこと	○			
色度	5 度以下	○			
濁度	2 度以下	○			
腸球菌	陰性			○	
緑膿菌	陰性			○	
製造基準	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	陰性		○	
	腸球菌	陰性		○	
	緑膿菌	陰性		○	
	大腸菌群	陰性	○	○	
	細菌数(生菌数)	100 以下/mL	○	○ (原水 5 以下/mL)	○

※1 20°Cでの容器包装内の二酸化炭素圧力により検査項目が異なります。

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)より

※2 金属製容器包装入りの場合、スズの検査が必要となります。